

吸収分割にかかる事前備置書類

2023年11月27日

株式会社キューソー流通システム

エル・プラットフォーム株式会社

2023年11月27日

各位

東京都調布市調布ヶ丘三丁目50番地1
株式会社キューソー流通システム
代表取締役社長 西尾 秀明

千葉県松戸市上本郷65番地1
エル・プラットフォーム株式会社
代表取締役社長 田中 勝久

吸収分割にかかる事前開示書類

(吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項
吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則192条に基づく開示事項)

吸収分割会社：株式会社キューソー流通システム（以下「キューソー流通システム」といいます。）及び吸収分割承継会社：エル・プラットフォーム株式会社（以下「エル・プラットフォーム」といいます。）は、2023年11月27日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2024年4月1日として、キューソー流通システムの松戸地区における倉庫事業の一部（以下「本承継対象事業」といいます。）について、その権利義務をエル・プラットフォームに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしましたので、会社法の規程に基づき、以下のとおり開示いたします。

なお、キューソー流通システムにおいては会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割となります。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

(1) 本吸収分割に関する権利義務の対価に関する事項

吸収分割承継会社であるエル・プラットフォームは、本吸収分割に際して、吸収分割会社であるキューソー流通システムに対して、エル・プラットフォームの普通株式250株を交付します。エル・プラットフォームからキューソー流通システムに交付される株式

については、承継する資産の時価評価額及び移管する事業価値等を踏まえ、双方協議・交渉のうえ合意に至ったものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割によりエル・プラットフォームの資本金の額が増加し、準備金の額が増加しませんが、本吸収分割後におけるエル・プラットフォームの事業内容及び本承継対象事業に関する権利義務に照らして相当であると判断しております。

3. 効力発生日に剰余金の配当等として、吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

キューソ一流通システムは、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度にかかる計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」又はキューソ一流通システムの下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.krs.co.jp/ir/securities.html>

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

6. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

エル・プラットフォームは、最終事業年度がないため、吸収分割承継会社成立の日における貸借対照表は以下のとおりです。

設立時貸借対照表

[2023年10月2日時点]

エル・プラットフォーム株式会社

(単位：千円)

資 産 の 部		純 資 産 の 部	
流 動 資 産	4,212	株 主 資 本	4,212
現金及び預金	4,212	資 本 金	4,212
資 産 合 計	4,212	純 資 産 合 計	4,212

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象
該当事項はありません。

7. 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社であるキューソー流通システム及び吸収分割承継会社であるエル・プラットフォームのそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

8. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

本吸収分割にかかる事前備置開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



吸収分割契約書（松戸）

株式会社キューソー流通システム（以下「甲」という。）及びエル・プラットフォーム株式会社（以下「乙」という。）は、2023年7月27日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲が松戸営業所のうち新棟に係る部分において営む事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収分割会社
（商号）株式会社キューソー流通システム
（住所）東京都調布市調布ヶ丘三丁目50番地1
- (2) 乙：吸収分割承継会社
（商号）エル・プラットフォーム株式会社
（住所）千葉県松戸市上本郷字押堀65番地1

第3条（権利義務の承継）

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとし、債務は一切承継しない。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可、承諾等が得られることを条件として承継する。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、乙の普通株式250株を交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金等の額については、以下のとおりとする。

資本金	2,498,000円
-----	------------

資本準備金	0円
その他資本剰余金	会社計算規則第37条第1項において定義される株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
利益準備金	0円

第6条（効力発生日）

本吸収分割は、2024年4月1日（以下「効力発生日」という。）の午前10時1分（以下「効力発生時」という。）にその効力を生じるものとする。ただし、三菱食品株式会社及び乙との本締結日付吸収分割契約の効力が適法かつ有効に発生していることを条件とする。また、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日又は効力発生時を変更することができる。

第7条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する乙の株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求める。

第8条（競業避止）

甲及び乙は、甲が本事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないことを確認する。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結後から効力発生時までの間に、甲及び乙が別途合意したところに従い、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲及び乙の機関決定による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約に起因し、又はこれに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

印 香 島 西 井 和 洋 行

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 11 月 27 日

甲： 東京都調布市調布ヶ丘三丁目 50 番地 1
株式会社キューソー流通システム

代表取締役 西尾 秀明



乙： 千葉県松戸市上本郷字押堀 65 番地 1

エル・プラットフォーム株式会社

代表取締役 田中 勝久



別紙

承継対象権利義務明細

効力発生時において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生時の直前における次に定める甲の権利義務並びに甲及び乙が別途書面にて合意した甲の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。ただし、当該甲の権利義務のうち、甲及び乙が別途書面にて合意したものは承継対象から除外するものとする。

1. 資産

効力発生時の直前において甲が所有又は保有し、本事業のみに関連する以下の資産

(1) 別添1に記載する土地、建物及び構築物

2. 債務

乙は、甲が本事業に関して負担する一切の債務（効力発生時の直前までに発生し、又は効力発生時の直前までに存在する事由に起因又は関連して発生する債務、有利子負債、不法行為債務、簿外債務、又は潜在債務を含む。）を承継しない。

3. 契約（雇用契約を除く。）

乙は、甲から、効力発生時の直前において甲が締結している本事業に関する契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を一切承継しない。

4. 雇用契約

乙は、甲から、雇用契約及びこれに基づく権利義務を一切承継しない。

5. 許認可等

乙は、甲から、本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等を一切承継しない。

別添 1

承継対象不動産

1. 土地

下表記載の土地

所在	地目	地積
千葉県松戸市本郷字押堀 65 番 1	宅地	2,288.60 m ²
千葉県松戸市本郷字押堀 65 番 5	宅地	1,984.55 m ²

2. 建物

効力発生時において上記 1 記載の土地に存する甲所有の建物（下表記載の建物を含む。）及び構築物並びにこれらの付帯設備

所在	家屋番号	種類	延床面積
千葉県松戸市上本郷字押堀 65 番 1	735 番 1 附属建物符号 3	倉庫 事務所	8,120.00 m ²

